兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会 南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング

第6回ワーキング

日 時: 令和6年9月19日(木)13:30~

場 所: 神戸市役所4号館1階(危機管理センター)

議事次第

- 1. 開会あいさつ
- 2. 兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案)における追加検討
 - 1) 防災基本計画の修正を踏まえた検討(火山編・雪害対策編) 【資料1】
 - 2) 能登半島地震を踏まえた検討【資料2】
 - ①自衛隊との連携
 - ②通信途絶時の対応(自動発進にむけて)
 - ③有事の際の交通渋滞への対応
 - 3) 道路啓開計画(案)の改訂スケジュールについて【資料3】
- 3. 第5回ワーキングにおける意見とその対応状況【資料4】
- 4. 閉会

兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会 南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング

第6回ワーキング

出席者名簿

日 時:令和6年9月19日(木) 13:30~ 場 所:神戸市役所4号館1階(危機管理センター)

機関名·所属	役職	氏名	適用
国土交通省近畿地方整備局	兵庫国道事務所長	堤 英彰	座長
国土交通省近畿地方整備局道路部	道路管理課長	三浦 淳	(代理)課長補佐 徳永 晋哉
国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	港湾空港防災·危機管理課長	岩崎 直晃	
兵庫県土木部	道路保全課長	高橋 篤志	(代理)班長 阿江 誠
	港湾課長	菅野 長久	(代理)班長 久米 秀和
兵庫県阪神南県民センター	西宮土木事務所長	岸本 至泰	(代理)道路第2課長 芝本 芳生
	尼崎港管理事務所長	前田 直昭	(代理·web)業務管理課長 三輪 哲也
兵庫県淡路県民局	洲本土木事務所長	勝野 真	(代理·web)道路第1課長 渡利 淳
神戸市建設局	道路工務課長	冨田 英明	
神戸市港湾局	海岸防災課長	森本 良二	
	神戸港管理事務所長	喜多 俊文	
尼崎市都市整備局	土木部長	仁尾 克己	(代理)道路課長 片瀬 元
西宮市土木局	道路部長	永井 貴裕	(代理)道路建設課係長 大島 弘稔
芦屋市都市政策部	参事	足立 覚	
洲本市	都市整備部長	高町 直孝	(web)
南あわじ市	産業建設部長	多田 孔充	(web)
淡路市	都市整備部長	高田 茂和	(代理·web)建設課長 高田 佳範
兵庫県警察本部	交通規制課長補佐	泉 慶治	(代理)係長 寺本 克志
防衛省陸上自衛隊第3師団第3特科隊第3科	火力調整幹部	山城 佳弘	(欠席)
西日本高速道路株式会社関西支社 保全サービス事業部	保全サービス統括課長	林 武志	(代理·web)担当 石原 将太郎
阪神高速道路株式会社保全交通部	保全企画課長	奥西 史伸	(代理・web)課長補佐 新井 偉史
本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	副所長	村上 博基	(代理·web)計画課長 大西 貴浩

一般社団法人兵庫県建設業協会 本部	事務局長次長	本田 吉秀	(代理·web)事務局長 廣田 俊彦
一般社団法人兵庫県建設業協会 尼崎支部	事務局長	藤田 登志和	(web)
一般社団法人兵庫県建設業協会 西宮支部	事務局長	清木 英男	
一般社団法人兵庫県建設業協会 神戸支部	事務局長	佐藤 好之	(web)
一般社団法人兵庫県建設業協会 淡路支部	事務局長	守先 均	(web)
神戸市建設協力会	事務局長	山本 良人	
尼崎建設業組合	理事長	徐幸一	(web)
西宮建設協会	代表理事	木島 一二	(代理)事務局長 清木 英男
芦屋建設業組合	会長	池本 浩志	(web)
協同組合 芦屋濾風会	理事長	木下 大一	(欠席)
淡路建設業協会	会長	籔淵 修司	(欠席)
洲本市建設業協同組合	理事長	高見 順	(代理)副理事長 甲嶋 久知
南あわじ市建設業安全・安心協力会	会長	森 宏文	(代理·web) 土木部長 斎藤 博士
関西電力株式会社神戸本部配電グループ	チーフマネジャー	前中 達矢	(代理)副長 林 和憲
西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部 マネジメント担当災害対策室	次長	安田 誠	(web)

<事務局>

兵庫県土木部道路街路課

国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 副原

副所長 小丸 博司

管理第二課 専門官 二村 尚人、機械係長 永井 弘、指導官 河合 源悟

主査 小寺 慶一主幹 早田 浩二

兵庫県土木部道路保全課 主幹 早田 浩二 神戸市建設局道路工務課 係長 川口 和行、担当 正賀 千裕

兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会 南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング

第6回ワーキング

配席図

日 時:令和6年9月19日(木) 13:30~ 場 所:神戸市役所4号館1階(危機管理センター)

					八王	モニター					
_											
0	随行	国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所長 堤 英彰	0					0	国土交通省近畿地方整備局 道路部道路管理課長 三浦 淳 (代理)課長補佐 徳永 晋哉	随行	0
0	者	国土交通省近畿地方整備局 港湾空港防災·危機管理課 岩崎 直晃	0					0	兵庫県土木部 道路保全課 高橋 篤志 (代理)班長 阿江 誠	者	0
0	随行	兵庫県土木部 港湾課長 菅野 長久 (代理)班長 久米 秀和	0					0	兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所長 岸本 至泰 (代理)道路第2課長 芝本 芳生	随 行	0
0	者	神戸市建設局 道路工務課長 冨田 英明	0					0	神戸市港湾局 海岸防災課長 森本 良二	者	0
0	随行	神戸市港湾局 神戸港管理事務所長 喜多 俊文	0					0	尼崎市都市整備局 土木部長 仁尾 克己 (代理)道路課長 片瀬 元	随 行	0
0	者	西宮市土木局 道路部長 永井 貴裕 (代理)道路建設課 係長 大島 弘稔	0					0	, 芦屋市都市政策部 参事 足立 覚	者	0
0	随 行	兵庫県警察本部 交通規制課長補佐 泉 慶治 (代理)係長 寺本 克志	0					0	一般社団法人兵庫県建設業協会 西宮支部事務局長 清木 英男 (西宮建設協会(代理)事務局長)	随 行	0
0	者	神戸市建設協力会 事務局長 山本 良人	0					0	洲本市建設業協同組合 理事長 高見 順 (代理)甲嶋 久知	者	0
0	随行	関西電力送配電株式会社 神戸本部配電グループ チーフマネジャー 前中 達矢 (代理)副長 林 和憲	0								
0	者		0								
						事務局					
			(係道国 員路土	○ 専兵国 門庫土	〇 副兵国 所庫土	主兵幹庫	主兵査庫	○ 係神 長戸	○ 担神 当戸		
			部道路管 前山 諒理 談理	官国交通省 二事務 村 所 畿	長 可交通省 小	県 早土木 田 部 浩道	県 小寺 藤道	市建設局道 和道	市建		
			仁	尚 世 大 理 整 二 備	博司整備局	日二 日二 日二 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	慶一路 田 路 田 路 課	行路工務課	裕路 工 務		
			问	課局	问						
						事務局					
			○ 指	○ 機 兵 国 械 庫 生 係 国 交	〇 日 本 工	〇 日 本 工	〇 日 本 工	〇 目 本 工	〇 日 本 工		
			回河合 源悟 四道事務所管理第二課 日道事務所管理第二課	《長》 永井 弘]道事務所管理第二課《通省近畿地方整備局	一営株式会社	當株式会社	本工営株式会社	一営株式会社	常株式会社		
										- 出入り	_

防災基本計画における道路啓開計画の位置付け

災害対策基本法

防災基本計画(令和6年6月28日修正)

第2編各災害に共通する対策編 ※

第1章 災害予防

- ○国 (国土交通省) は、発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。
 - ※ 地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、海上災害、航空災害、 鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模火事災害、 林野火災 に共通する対策

国土交通省 防災業務計画 (令和6年6月28日修正)

第2編各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

○発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)による 道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会等の設置等によって他の道路管 理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、 より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。計 画の作成にあたっては、対象とする災害、地域、路線等を適切に定めるものとす る。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協 定の締結に努めるものとする。

地方整備局等の道路啓開計画策定状況(令和6年7月5日時点)

【策定済】北海道、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄

【策定中】東北、北陸

地域防災計画

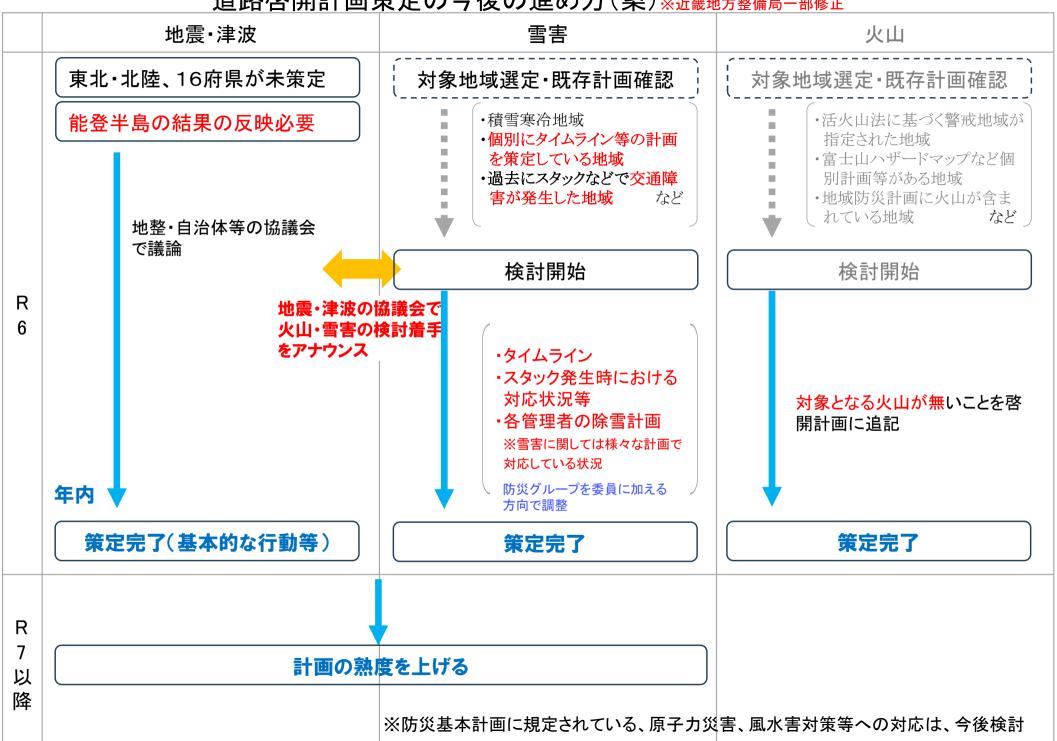
※都道府県、市区町村ごとに地域防災計画へ位置づけ。

3 1 都道府県で道路啓開計画済(令和6年7月5日時点)

防災基本計画における「道路啓開計画」の記載内容

	_						1	
修正年月	各災害に共通する対策編 (H26.1修正により新設)	地震災害対策編 風水害対策編	津波災害対策編 (H23.12修正により新設)	火山災害対策編	雪害対策編	事 故 災害 対策 海上災害対策編、鉄道災害対策編 道路災害対策編、原子力災害対策編 危険物等災害対策編 大規模な火事災害対策編 林野火災対策編	その他の災害に共通する対策編 (H26.1修正により消滅)	改訂概要
S38.6~		(記述無し)		(記述無し)	(記述無し)	(記述無し)	(記述無し)	
H20.2		第1章災害予防 ○道路管理者は,発災後の 道路の障害物除去, 応急復旧等に必要な人員,資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。		第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、 応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保につ いて建設業者との協定の締結に努めるものとす る。		(記述無し)	(記述無し・参考) ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、 応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。	
H23.12		応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじ	材等の確保について建設業者との協定の締結に 努めるものとする。 <u>また,障害物除去による道</u>	応急復旧等に必要な人員,資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また,障害物除去,応急復旧等を迅速に行うため,道路管理者相互の連携の下,あらかじ	て建設業者との協定の締結に努めるものとす る。 <u>また,障害物除去,応急復旧等を迅速に行</u>	(記述無し)	(記述無し・参考) ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。	津波災害対策編に 「道路啓開等の計画」が 初掲載 ※他の自然災害対策編には、 「応急復旧計画」と記載
H24.9		○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去に よる <mark>道路啓開</mark> 、応急復旧等に必要な人員、資機 材等の確保について、建設業者との協定の締結 に努めるものとする。また、 <mark>道路啓開</mark> 等を迅速 に行うため、道路管理者相互の連携の下、あら	よる道路啓開, 応急復旧等に必要な人員, 資機 材等の確保について, 建設業者との協定の締結 に努めるものとする。また, 道路啓開等を迅速 に行うため, 道路管理者相互の連携の下, あら	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ <mark>道路啓開等の応急復旧計画</mark> を立案するものとする。	る <mark>道路啓開</mark> ,応急復旧等に必要な人員,資機材 等の確保について,建設業者との協定の締結に 努めるものとする。また, <mark>道路啓開</mark> 等を迅速に 行うため,道路管理者相互の連携の下,あらか	(記述無し)	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	
H26.1	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理	よる道路啓開, 応急復旧等に必要な人員, 資機 材等の確保について, 民間団体等との協定の締 結に努めるものとする。また, 道路啓開等を迅 速に行うため, 協議会の設置等による道路管理	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の火山噴出物等の道路 の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の応急復旧計画を立案するものとする。	る道路啓開,応急復旧等に必要な人員,資機材 等の確保について,建設業者との協定の締結に 努めるものとする。また, <mark>道路啓開</mark> 等を迅速に 行うため,道路管理者相互の連携の下,あらか	(記述無し)		「その他の災害に共通する対策編」を 「各災害に共通する対策編」に再編
Н		1						
H27.7	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去 <u>(火</u> <u>山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除</u> 去、雪害においては道路の除雪を含む。)による 道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の 確保について、民間団体等との協定の締結に努め るものとする。また、道路啓開等を迅速に行うた め、協議会の設置等による道路管理者相互の連携 の下、あらかじめ <u>道路啓開等の計画</u> を立案するも のとする。	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	<u>(各災害に共通する対策編を参照)</u>		道路啓開計画に関する記述を 「各災害に共通する対策編」 に集約。 ※事故災害対策も対象に。
Н	28.2、H28.5、H29.4、H30.6、R元.5、R2.5、R3.5、	R4.6、R5.5の改訂では、関係箇所の修正なし						
R6.6 現在	○国 (国土交通省) は、発災後の道路の障害物除去 (路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)		道路啓開等の計画の 立案主体を「道路管理者」から「国 〔国土交通省〕」 に修正。

道路啓開計画策定の今後の進め方(案)※近畿地方整備局一部修正



- 自衛隊との連携強化を図るため、道路啓開の実働作業等について検討
 - ●能登半島地震における自衛隊との連携による道路啓開の実施

国道249号における陸海空からの緊急復旧(自衛隊との連携)

令和6年1月19日(金)7:00時

- 孤立集落の解消にむけ、自衛隊と連携し、内陸からにくわえて海側から、くしの歯状の緊急復旧を順次実施
- 〇 あわせて国道249号の被災箇所について、本復旧にむけた現地調査に1/17より着手

🗶 :被災規模 大

自衛隊と連携し、海側から人員・資機材を搬入し、陸路から到達困難な箇所で、緊急復旧を推進

- ○1/11より、TEC-FORCE(国土交通省緊急災害対策派遺隊)が空からヘリで着陸し、道の駅を拠点として現地調査を開始









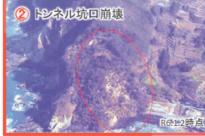


1/11道の駅着陸状況 (千枚田ポケットパーク)

1/14海側からの重機運搬

1/14陸揚げした重機による 作業状況

1/15緊急復旧状況 (深見海岸付近)





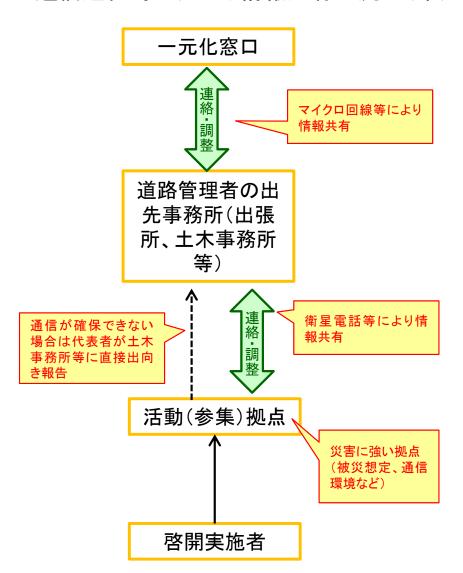




能登半島地震を踏まえた検討(②通信途絶時の対応(自動発進に向けて))

- 今後、通信途絶時における通信手段等について阪神淡路地域においても検討が必要
- ▶ 通信が途絶した場合における連絡方法や啓開業者等の自動参集等について検討

○通信途絶時における情報共有の流れ(案)



【今後の調整事項(案)】

- ①参集拠点(活動拠点)と道路管理者の出先事務所 (土木事務所等)との連絡先について
- ⇒建設業団体代表者が各道路管理者のどこに 連絡を行うべきか(出先事務所の担当等) 通信途絶時以外でも、自動発進(自動参集)が 出来るよう拠点を予め決めておく
- ②上記担当者との連絡方法について
 - ⇒衛星電話等途絶時に通信可能な方法が 建設業団体で確保されているか、難しい場合は 直接事務所に出向く
- ③出先事務所と一元化窓口の連絡方法 ⇒マイクロ回線の活用可能性 等

能登半島地震を踏まえた検討(③有事の際の交通渋滞への対応)

- ▶ 道路管理者は、道路利用者、地域住民及び報道機関に対して、道路の被災状況、通行可能区間、 道路啓開状況について、各種媒体を用いて情報提供を実施
- 〇一般車両の規制のためのSNS活用
 - ■活用可能な媒体の整理イメージ

	Х	Facebook	LINE	Instagram	ほか
国道事務所	0				YouTube
県	0				
市	0	0	0		YouTube

国、自治体で運用しているSNS(X、Facebook、Instagram、LINE等)も活用し、広く情報提供を実施

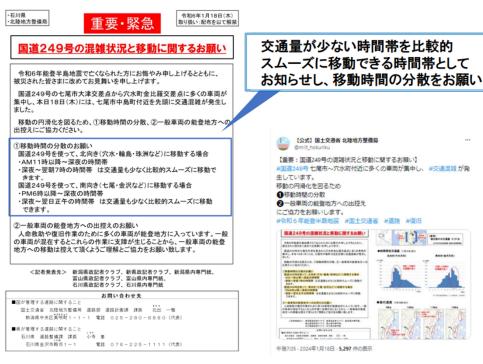


【今後の調整事項(案)】

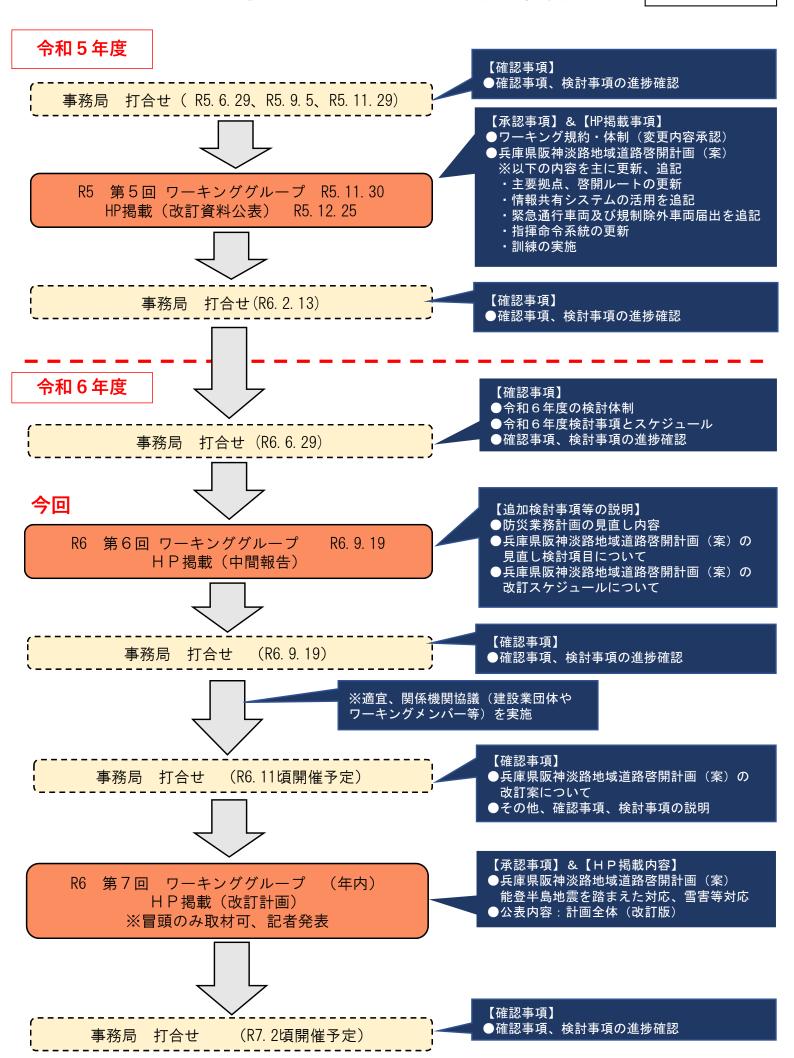
- ①各機関で保有する災害時に活用可能な SNSの確認
- →有事の際に情報発信可能な媒体
- →優先的に公開するSNS媒体の選定 (Xを優先的に各機関から配信、 その他も可能な媒体で配信 等)
- ②道路啓開状況に合わせて一般車両の流入規制周知に関する情報発信の連携 →WGメンバーとなる部局からSNS配信運
- →WGメンバーとなる部局からSNS配信運用する部局への速やかな依頼・対応

■一般車両の規制に関する記者発表(能登半島地震での事例) 【左:記者発表資料/右:記者発表資料をXにて投稿】

石川県・北陸地方整備局 で緊急記者発表 (1月18日 18時30分)



今後のスケジュール(案)【兵庫県】



No	機関名	ページ	項目	意見等	対応方針	対応方針
1	近畿地方整備局 道路部 道路管理課	94	関係機関との連携に向けた対策検討	資器材運搬体制の構築のための関係団体(兵庫県トラック協会等)との連携可能性を検討中 ※検討中⇒検討に修正	修正(検討中⇒検討)	前回改訂で対応済み
	兵庫県 土木部 道路保全課	60	道路啓開初動時の対応手順	道路啓開計画の発動基準を追記すべき。	今後の事務局会議等で協議(発動基準の明確化)	対応中 (事務局にて検討中)
		14	⑥災害対策拠点	港湾関係の事務所を追加すべき(県:尼崎港管理事務所)	今後の事務局会議等で協議(2.4.1 主要拠点選定の考え方)	今年度改訂で反映予定
		25	誤字	「23 下内膳物部線線」→ 「23 下内膳物部線」	修正(下内膳物部線を削除(洲本五色線に変更のため)	前回改訂で対応済み
		30	尼崎市記念公園への進出ルート	「尼崎市市道山手幹線」→「県道13号尼崎池田線」に修正	修正(「尼崎市市道山手幹線」→「県道13号尼崎池田線」)	前回改訂で対応済み
2		33	五色県民健康村グラウンドへの進出ルート	「洲本定住・交流促進センター」から県道洲本五色線で結ぶルートの方が距離が短いが、津名一宮 ICから県道福良江井岩屋線を経由するルートになっているのは何か理由があるのか。	今後の事務局会議等で協議(変更して問題ないか確認)	今年度改訂で反映予定
		34	鳴門岬駐車場「うずまちテラス」への進出ルート	「淡路島南IC」ではなく「西淡三原IC」からの進出ルートになっているのは何か理由があるのか。	今後の事務局会議等で協議(変更して問題ないか確認) ※「うずまちテラス」は新規追加の拠点だが、近接する既存拠点(例:南あわじ市阿万スポー ツセンターグラウンド)の進出ルートも「西淡三原IC」からのルートとなっており整合を図っている。	今年度改訂で反映予定
		57 ~ 58	「指示及び連絡系統(案)」	港湾関係の事務所を追加すべき(県:尼崎港管理事務所)。	今後の事務局会議等で協議(指示及び連絡系統(案))	今年度改訂で反映予定
		27	阪神南広域防災拠点(今津浜公園)の経路	国道573号→県道573号	修正(国道573号→県道573号)	前回改訂で対応済み
		27	ENEOS尼崎油槽所 進出ルート	県道57号尼崎港線と臨港道路東海岸町1号線の間にある尼崎市道が漏れている	修正(尼崎市道を追加)	前回改訂で対応済み
		28	尼崎西宮芦屋港東海岸町沖 進出ルート	県道57号尼崎港線と臨港道路東海岸町1号線の間にある尼崎市道が漏れている	修正(尼崎市道を追加)	前回改訂で対応済み
3	兵庫県 土木部 港湾課	28	尼崎西宮芦屋港(東海岸町沖地区)の経路	臨港道路東海岸町沖1号線と終点の間にある臨港道路東海岸町沖2号線が漏れている	修正(臨港道路東海岸町沖2号線を追加)	前回改訂で対応済み
		28	尼崎西宮芦屋港(東海岸町沖地区)の経路終 点	東海岸町地区→東海岸町沖地区	修正(東海岸町地区→東海岸町沖地区)	前回改訂で対応済み
		78	道路啓開の手順(留意点)	水難救助法→水難救護法	修正(水難救助法→水難救護法)	前回改訂で対応済み
		103	管理者別啓開図(尼崎市)	県道と臨港道路の間にある尼崎市道が漏れている	修正(道路管理者を臨港道路⇒市道に修正)	前回改訂で対応済み
4	兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務	25	沿岸部ルート	p103~105の図面から記載もれの路線がある(県道42号尼崎宝塚線、県道339号昭和本町町線、県道45号声屋停車場線、県道344号奥山精道線、県道573号芦屋鳴尾浜線 臨港道路東海岸町1号 線 施港道路会連線)	修正(指摘路線のうち、「沿岸部への進出ルート」に該当する県道42号尼崎宝塚線を追加)	前回改訂で対応済み
		103	管理者別啓開図(尼崎市)	尼崎市道を臨港道路として着色している	修正(道路管理者を臨港道路⇒市道に修正)	前回改訂で対応済み
		8	⑥災害対策拠点	尼崎港管理事務所を追加(土木事務所⇒土木事務所等)	今後の事務局会議等で協議(2.4.1 主要拠点選定の考え方)	今年度改訂で反映予定
		14	⑥災害対策拠点	尼崎港管理事務所を追加	今後の事務局会議等で協議(2.4.1 主要拠点選定の考え方)	今年度改訂で反映予定
5	兵庫県 阪神南県民センター	27	ENEOS尼崎油槽所 進出ルート	尼崎市道を追加	修正(尼崎市道を追加)	前回改訂で対応済み
J	尼崎港管理事務所	28	尼崎西宮芦屋港東海岸町沖 進出ルート	尼崎市道を追加	修正(尼崎市道を追加)	前回改訂で対応済み
		58	「指示及び連絡系統(案)」	「兵庫県港湾課」「尼崎港管理事務所」を追記	今後の事務局会議等で協議(2.4.1 主要拠点選定の考え方)	今年度改訂で反映予定
		103	管理者別啓開図(尼崎市)	尼崎市道を臨港道路として着色している	修正(道路管理者を臨港道路⇒市道に修正)	前回改訂で対応済み
6	尼崎市 都市整備局 土木部 道路課	14	⑥災害対策拠点	市内3警察署や尼崎港管理事務所など県の施設が拠点として記載されておりませんが、県が指定する緊急輸送道路の災害拠点として指定されており、尼崎市地域防災計画にも記載する予定にしておりますので今回の南海トラフの拠点にも記載が必要と考えております。	- 今後の事務局会議等で協議(2.4.1 主要拠点選定の考え方)	今年度改訂で反映予定
7	州本市 都市整備部	110	等理考別改閱図(洲太本)	県道46号洲本五色線の一部が、市管理道路(紫色)明示になっています。	修正(市管理⇒県管理) ※隣接する市道も修正(県管理⇒市管理)	前回改訂で対応済み
,	建設課	110 管理者別啓開図(洲本市) 110 情道(加茂中央線)→県道(洲本五色線)に管理者変更 修正(県道洲本五色線に修正)		修正(県道洲本五色線に修正)	前回改訂で対応済み	
8	南あわじ市 建設課	44	啓開ルートの選定	主要拠点(南あわじ市文化体育館)への進出ルートが昨年度見直された兵庫県地域防災計画(緊急輸送道路ネットワーク)と合致していないが、兵庫県の見直しの趣旨(道路整備による安全性の変化)を踏まえたルートに合致させていただきたい。	修正(緊急輸送道路に合うようにルートを修正)	前回改訂で対応済み
	兵庫県警察本部 交通部交通規制課	97	事前準備(緊急交通路・緊急輸送道路)	説明文は緊急交通路に関するものなので、緊急輸送道路は削除	修正(緊急輸送道路の文言を削除)	前回改訂で対応済み
9		98	事前準備(事前届の注意事項)	修正(事前届出済証→標章等)	修正(事前届出済証⇒標章等)	前回改訂で対応済み
		99	事前準備(申請書類)	修正(証明証⇒標章)	修正(証明証⇒標章)	前回改訂で対応済み
10	(一社)兵庫県建設業協会 神戸支部	38 建設業団体への指揮命令系統明確化 神戸支部の場合、神戸市との関係から、国道は貴事務所から当支部に連絡が入り、県道・市道は、 今後の事務局会議等で協議(以下の指揮命令系統で確認) 神戸市から神戸市建設協力会に連絡が入るのか、或いは、国道を含めて神戸市の対応になるの か、ご確認をお願いいたします。		対応中 (事務局にて検討中)		
11	神戸市建設協力会	その他	割付図	兵庫県建設業協会神戸支部会員と神戸市建設協力会会員の多くが重複している件につきまして、 実際の運用上支障が生じないよう、引き続き調整をお願い致します。	引き続き調整します	前回改訂で対応済み
12	2 関西電力送配電株式会社 神戸本部配電G 56、71、75 2020年の分社化により関西電力株式会社から関西電力送配電株式会社に社名変更 修正(社名変更) 前		前回改訂で対応済み			